

《沖縄県における教員免許状更新講習受講対象者及び証明者一覧》

受講対象者の区分【根拠法令】	所属別区分	証明者
○教育職員 (教育職員免許法第二条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師) 【免許法第9条の3Ⅲ①】	公立認定こども園	園長 ※園長本人の場合は法人の長(私立)又は市町村の教育委員会(公立)
	公立幼小中学校	校長 ※校長本人の場合は市町村の教育委員会
	県立学校	校長 ※校長本人の場合は教育庁県立学校教育課
	国立学校	校長 ※校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長 ※校長本人の場合は法人の長
○校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ①】	共同調理場に勤務する学校栄養職員	場長 ※場長本人の場合は市町村の教育委員会
指導主事、社会教育主事、その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ②】	沖縄県教育委員会	任命権者または所属長
	市町村教育委員会	市町村の教育委員会 ※派遣指導主事の場合は所属する教育事務所長が証明
県内公立学校の教員として採用された者のうち、引き続き国・地方公共団体・国立大学・公立大学・独立行政法人の職員として勤務する者、又は県内に学校を設置する学校法人の理事 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ③】		任命権者または雇用者
教育職員となることが見込まれる者・臨時任用リスト登載者 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ③】	公立認定こども園	市町村の認定こども園担当部局
	公立幼稚園	市町村の教育委員会
	公立小中学校(県費)	所管の各教育事務所
	県立学校	教育庁学校人事課(県立学校人事班)
	国立学校	任命権者
私立学校	雇用者	
認定こども園及び認可保育所の保育士 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ②】		園長 ※園長本人の場合は法人の長(私立)又は市町村の教育委員会(公立)
幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育所に勤務する保育士 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ②】		当該施設の設置者
教育職員経験者(過去に教育職員として勤務した経験のある者) 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ①】	公立認定こども園	市町村の認定こども園担当部局
	公立幼稚園	市町村の教育委員会
	公立小中学校	過去に勤めた小中学校を管轄する教育事務所
	県立学校	教育庁学校人事課(県立学校人事班)
	国立学校	任命権者
私立学校	雇用者	
公立学校教員採用試験合格者及び私立学校教員採用内定者 【免許法第9条の3Ⅲ②】	公立認定こども園の内定者	市町村の認定こども園担当部局
	公立幼稚園の内定者	市町村の教育委員会
	公立小中学校又は県立学校の内定者	教育庁学校人事課(小中学校人事班教員免許担当)
	私立学校内定者	採用される学校の雇用者
専修学校高等課程の教員又は少年院法第4条第1項各号に掲げる教科を担当する職員 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ④】		任命権者または雇用者
普通免許状の所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度末を過ぎて普通免許状を取得しようとする者 【免許法第5条第2項第1号、免許法第6条第4項】		※沖縄県の場合 教育庁学校人事課(小中学校人事班教員免許担当)

※上記のいずれにも該当しない場合は受講対象者ではありません。

例:学習支援員、教育支援員、ヘルパー、預かり保育、補助員、学校事務職員、用務員、介助者、認可外保育所の保育士